様式第十一中

「

参考事項	

」を

「

参考事項		

」に改め、注3を注4とし、同様式注2中「注記」を「注2に定めるもののほか、注記」に改め、同注を同様式注3とし、同様式注1の次に次のように加える。

2　自ら提供する携帯電話・ＰＨＳ端末インターネット接続サービス又は携帯電話・ＰＨＳパケット通信アクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の欄に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話・ＰＨＳ端末インターネット接続サービス又は携帯電話・ＰＨＳパケット通信アクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

様式第十八を様式第十九とし、様式第十三から様式第十七までを一つずつ繰り下げ、様式第十二中注5を注6とし、同様式注4中「注記」を「注4に定めるもののほか、注記」に改め、同注を同様式注5とし、同様式注3の次に次のように加える。

4　自ら提供するＢＷＡアクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の欄に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供するＢＷＡアクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

様式第十一を様式第十三とし、様式十一の次に次のように加える。

様式第12（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
契　約　数

年　月　日現在

サービスの種類　三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス及び三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス

事業者名

サービスの種類	三・九世代携帯電話端末 インターネット接続サービス	三・九世代携帯電話 パケット通信アクセスサービス
契約数		
参考事項		

注１　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務によりサービスを提供している場合には、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。

2　自ら提供する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス又は三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の欄に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス又は三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

3　注２に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十二年一月一日以降である報告から適用する。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第５４５号
静岡県浜松市東区北島町205番地の１　エル・ヴィレッジⅡ205、前住所静岡県浜松市中区高丘西１丁目16番１号　３号室
債務者　松本　敏明
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小高　譲二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
山形県寒河江市大字日田字五反72番地　ひがし団地４号棟402号室
債務者　秋場　英朗
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８９１号
大阪市住吉区万代６丁目２番５号
債務者　沼田　　勤
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　如子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３３８号
大阪市住吉区苅田７丁目10番３号　カサデアドニス201号
債務者　元岡　貴美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂野　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７３５号
大阪市城東区今福西２丁目２番２号
債務者　中野　修二
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　久晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０３０号
大阪市東淀川区豊新１丁目17番14号　マークス豊新202号
債務者　濱松　恵子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂野　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０５１号
大阪府八尾市末広町３丁目４番11号
債務者　島田佳尚こと　島田　嘉久
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　好美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１５８号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町２番３号
債務者　樋口　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部